

## 高知大学地域協働学部運営会議規則

平成27年3月25日  
規則第145号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学地域協働学部教授会規則第8条第3項の規定に基づき、高知大学地域協働学部運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、地域協働学部教授会（以下「教授会」という。）から付託された次の各号に関する重要事項を審議し、教授会に報告する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学部内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (3) 学部の教育組織に関する事項
- (4) 学部長候補者の選出に関する事項
- (5) 教員配置の要請に関する事項
- (6) その他学部の組織及び教育に関する事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長 2人
- (3) 教務委員長
- (4) 連携自治体代表 2人
- (5) 実習受入機関代表 2人
- (6) 地域協働教育推進会議 3人
- (7) その他議長が必要と認める者

2 前項第4号から第6号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、地域協働学部長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を主宰する。
- 3 議長に支障があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席する委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第6条 運営会議に、特定の事項を調査、検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、運営会議が別に定める。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。